

各位

全6ページ

登録速報(2018-147)

2018年5月30日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2018年5月30日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号： 第9576号

名称： クミアイスミチオン乳剤

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙1のとおりとする。

- ・作物名「稲」の希釈倍数「1000倍」、使用方法「散布」に適用病害虫名「アワヨトウ」を追加する。
- ・作物名「だいず」の希釈倍数「1000倍」に適用病害虫名「マメハンミョウ」を追加する。
- ・作物名「らっきょう」に適用病害虫名「ネダニ類」を追加する。
- ・作物名「らっきょう」の適用病害虫名「アザミウマ類」の使用時期「収穫14日前まで」を「収穫7日前まで」に変更する。
- ・作物名「らっきょう」のMEPを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「3回以内（植付前は1回以内、植付後は2回以内）」に変更する。
- ・作物名「稲」、「麦類（大麦、小麦を除く）」、「大麦」、「小麦」、「みかん」、「だいず」の使用法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

①農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」の「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙2のとおりとする。

②農薬登録申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」の「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙3のとおりとする。

別紙 1

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農業の総使用回数	
種	ニカメイチュウ第1世代	1000~2000倍	60~150 L/10a	収穫21日前まで	2回以内	散布	3回以内 (種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)	
	ニカメイチュウ第2世代	800~1000倍						
	サカメイチュウ第3世代	1000倍						
	ヒメトビウカ カメシ類 イネツムシ イネシガレセンチュウ イネノロイムシ アブラムシ類 <u>アワヨトウ</u>							
	イネハモグリハエ							1000~2000倍
	イネヒメハモグリハエ							2500倍
	フタオビコヤガ							2000~4000倍
	イネシガレセンチュウ	1000倍						-
		100倍						
	ニカメイチュウ ヒメトビウカ カメシ類 イネハモグリハエ イネヒメハモグリハエ フタオビコヤガ イネツムシ	30倍	3L/10a	収穫21日前まで	2回以内	空中散布		
8倍		800mL/10a	無人航空機による散布					
300倍		25L/10a	散布					
<u>麦類</u> (<u>大麦、小麦</u> を除く)	アブラムシ類 アワヨトウ ムギキモグリハエ	1000倍	60~150 L/10a	収穫14日前まで	1回	散布	1回	
	ムギアカタマハエ ヒメトビウカ	30倍	3L/10a			空中散布		
	ヒメトビウカ	8倍	800mL/10a			無人航空機による散布		
	アブラムシ類							
<u>大麦</u>	アブラムシ類 アワヨトウ ムギキモグリハエ	1000倍	60~150 L/10a	収穫7日前まで	1回	散布		
	ムギアカタマハエ ヒメトビウカ	30倍	3L/10a			空中散布		
	ヒメトビウカ	8倍	800mL/10a			無人航空機による散布		
	アブラムシ類							

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農業の総使用回数
<u>小麦</u>	アブラムシ類	250倍	25L/10a	収穫7日前まで	1回	散布	1回
	アブラムシ類 アヲトウ ムキキモクリハエ	1000倍	60~150 L/10a				
	ムキアカタマハエ ヒトヒウンカ	30倍	3L/10a				
	アブラムシ類 ヒトヒウンカ	8倍	800mL/10a			無人航空機による散布	
<u>みかん</u>	アブラムシ類	1000~2000倍	200~ 700L/10a	収穫14日前まで	5回以内	散布	5回以内 (樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サンホーセカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カネタキ ミカンツボミタマハエ ケキスイ類 コアオナムクガリ フラーハラゾウムシ コナカイガラムシ類 ミカンキジラミ	1000倍					
	ケキスイ類 コアオナムクガリ アザミウマ類	10倍	5L/10a			無人航空機による散布	
<u>だいず</u>	ダースヤタマハエ シロイモシマダラメイガ ダースヤムシガ カメムシ類 ウコンノメイガ マメシクイガ	8倍	800 mL/10a	収穫21日前まで	4回以内	無人航空機による散布	4回以内
	シロイモシマダラメイガ ダースヤタマハエ カメムシ類 マヒメヤムシガ ウコンノメイガ <u>マメハシヨウ</u>	<u>1000倍</u>	100~300 L/10a			散布	
	アブラムシ類	1000~2000倍					
	マメシクイガ	1000~1500倍					
<u>らっきょう</u>	<u>ネニ</u> 類	1000~2000倍	—	植付前	1回	30分間種球浸漬	<u>3回以内</u> (<u>植付前は1回以内、</u> <u>植付後は2回以内</u>)
	<u>アザミウマ</u> 類	1000倍	100~300 L/10a	<u>収穫7日前</u> <u>まで</u>	2回以内	散布	

別紙2

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液と混用する場合は散布直前に行い、できるだけ早く使用すること。
ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけること。
- (3) 桃の初期散布（5～6月）には薬害の可能性があるので注意すること。
- (4) 稲（箱育苗）のイネシンガレセンチュウに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - ①発芽期～緑化期の使用は薬害を生ずるおそれがあるのでさけること。
 - ②軟弱徒長苗、ムレ苗などの場合は薬害を生ずるおそれがあるので使用しないこと。
 - ③土壌が極端に湿潤な場合は使用しないこと。
- (5) イネシンガレセンチュウの本田における防除に使用する場合は、散布適期は出穂の頃であるので時期を失ないように散布すること。なお効果を高めるためには出穂始めとその1週間後の2回散布が望ましい。
- (6) 水稻種子の吹き付け処理の場合は、専用の種子消毒機を使用し、乾燥種籾に均一に付着するよう所定薬液を吹き付けて乾燥すること。なお処理後、長期間保存する場合には、薬液処理を行ったことを明記し、まちがいのないようにすること。
- (7) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布置置を使用すること。
- (8) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。
成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。
なお、蚕に対して毒性があるので給桑予定している桑には使用しないこと。
- (9) かきのミノガ類に使用する場合は、幼虫が大きくなると効果が劣るので若令幼虫期に時期を失ないように散布すること。
- (10) 果樹のカメムシ類に対しては発生に応じて所定使用回数以内で繰返し散布すること。
- (11) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (12) 本剤を空中散布及び無人 **航空機** による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布薬液の飛散によって他の動植物（特にあぶらな科作物、桑、さといも、ソルゴ等の農作物、養蚕、養蜂）に影響を与えないよう散布区域の選定に注意すること。
 - ②水源池、飲料用水、養殖池等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
- (13) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合はさらに次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ②少量散布（8倍液）の散布には、微量散布置置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③無人 **航空機** による散布にあつては散布機種種に適合した散布置置を使用すること。
 - ④散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布置置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
 - ⑥散布終了後は次の事項を守ること。
 - (a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - (b) 機体の散布置置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃棄液は安全な場所に処理すること。
- (14) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の地上液剤散布置置を利用すること。
- (15) 梨の早生赤種、りんごの旭及びその近縁種には薬害の可能性があるので使用はさけること。
- (16) 宿根かすみそうに使用する場合は、開花期には薬害を生じることがあるので、この時期の使用は避けること。
- (17) あぶらな科作物には薬害を生ずるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (18) ひのきに対しては個体によって落葉、枯損にいたるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (19) ほうれんそうに使用する場合は、幼苗期には薬害を生ずるおそれがあるので注意すること。
- (20) 牧草地に散布した場合は、散布直後の放牧はさけること。

- (21) まめ科牧草のアルファルファゾウムシに使用する場合は、幼虫発生期～成虫発生初期に散布すること。なお、防除適期等については病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (22) かんきつのみかんツボミタマバエ防除に使用する場合は、成虫の発生初期に樹冠部及び主幹部を中心とした樹の内部、樹冠下の地表面に散布するのが効果的である。
- (23) 芝のコガネムシ類幼虫に使用する場合は、散布液が土壤中に十分しみ込むようジョロ等で1㎡当り3Lを散布すること。
- (24) フラバゾウムシ及びミカンキジラミに使用する場合は、植物防疫（事務）所、病虫害防除所等関係機関の指導のもとに実施すること。
- (25) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。
なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (26) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ①ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ②受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の果樹園等では使用をさけること。
 - ③関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

別紙 3

【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- (2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 空中散布または無人 航空機 による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。
- (4) 散布後は水管理に注意すること。
- (5) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上